

消費者を守る法律

「製造物責任法(PL法)」

製造物責任法(以下PL法)は、欠陥製品による被害者を保護する法律です。

品質の悪い製品を消費者が購入し、それによって消費者が被害を受けた場合、被害者は、その製造者に過失(不注意)がなくても、損害賠償を請求することができます。

欠陥製品とは、普通は備えているはずの**安全性がない製品**のことをいいます。

PL法では、主に次の3種類の欠陥がある製品のことを、欠陥製品としています。

設計上の欠陥

設計段階でミスがあった商品

製造上の欠陥

製造過程において、製造や検査にミスがあった商品

指示・警告上の欠陥

製造物自体に欠陥がなくても、
使用上の注意に不備やミスがあった商品

リコール

上記のように設計や製造、指示・警告上の欠陥があることが判明した際、製造者などが製品を無料で回収、修理することを「リコール」と言います。

リコール製品をそのまま使用していると、火災など重大な事故を引き起こす恐れがあり大変危険です！普段から、リコールに関するニュースをよくチェックし、また、自宅などにリコール製品が無いか確認するようにしましょう。もし、持っている場合はすぐに使用を中止し、製造会社に連絡しましょう。

「消費者庁リコールサイト」
<http://www.recall.go.jp/>



リコール製品を
調べられるよ！



⚠️ この法律の対象にならない製品は？

「製造物」とは製造又は加工されたものをいいます。

- ① 米、野菜、果物、魚介類、肉などの加工していない状態の商品
- ② 加工していない輸血用の血液など
- ③ 建物などの不動産
- ④ 廃棄物

以上のようなものは、PL法の対象にはなりません。
「捨てられている自転車に乗ってケガをした」、「買ってきた魚を刺身にして食べたらず中毒になった」などは、対象ではありません。



消費者としての権利と責任

消費者と事業者の間には、情報の質や量、交渉力などに大きな差があります。そのため、消費者が安心・安全に暮らすために、事業者に情報を求めることは当然の権利です。一方で、消費者も情報を良く確認する責任があります。

国際消費者機構(CI)では消費者の8つの権利と5つの責任を提唱しています。また、消費者基本法の中でも、消費者の権利について定められています。

この権利と責任の考え方を理解して実践し、かしく責任のある消費者になりましょう！

消費者の権利

①生活のニーズが保証される権利

衣食住などの生活に必要なものがそろっている。

②安全への権利

生命や健康に関わる危険な商品によって、消費者が被害を受けない。

③情報を与えられる権利

商品の品質や内容などの情報をしっかり知ることができる。

④選択をする権利

自分の意志で、自由に商品やサービスを選べる。

⑤意見を聴かれる権利

企業や行政などに意見を言ったとき、意見が反映されて対応策がとられる。

⑥補償を受ける権利

被害を受けて企業や行政に相談したとき、被害回復の対応策がとられる。

⑦消費者教育を受ける権利

被害や事故にあわないように、事前に学校や家庭で学ぶ機会がある。

⑧健全な環境の中で働き生活する権利

健全な生活環境の中で働き、生活ができる。

消費者の責任

①批判的意識を持つ責任

広告などの情報をうのみにせず、商品やサービスの価格や品質に疑問や関心を持ちましょう。

②主張し行動する責任

購入した商品やサービスに問題があったら、企業や消費生活センターなどに相談しましょう。

③社会的弱者への配慮責任

自分たちの消費行動が、社会に与える影響を自覚して買い物をしましょう。

④環境への配慮責任

商品を選ぶときは、原料や使い終わった後のことも考えましょう。

⑤連帯する責任

ひとりでは弱い力も、集まれば大きな力になります。社会全体で協力して問題を解決しましょう。

責任のある
消費者になろう！



「消費者」としてできること

商品を選ぶとき、安い商品や有名な商品を買うことが、良い消費者とは限りません。

商品を生産する人たちは、消費者が多く購入するものを開発し、生産しています。また、販売者も、どのような販売の仕方をすれば商品が売れるか、消費者の行動を研究して販売しています。すなわち、わたしたちの消費行動が生産者や販売者の行動に影響を与えているのです！

わたしたちの選択が、社会に影響を与えていることを意識し、よく考えて買い物をするようにしましょう！

販売者

エコ商品を仕入れよう

エコ商品が人気だなあ



生産者・企業

エコ商品を開発しよう！

ECO



グリーンコンシューマーになろう！

グリーンコンシューマーとは、「環境全体を考えた行動や商品選択、意思決定をする消費者」のこと！

環境負荷の低い商品を選び、環境に配慮している企業を支援すれば、さらに環境に配慮した商品が開発・生産され、持続可能な消費につながります。

消費者市民社会を目指して 「Think Globally, Act Locally」

～地球規模で考え、身近なところから行動する～

私たち一人ひとりの行動は小さくても、その行動が集まれば社会生活を変える大きな力になります。私たちの消費行動が社会に影響を与えていることを意識し、消費者としての権利と責任を自覚して消費行動ができる自立した消費者を目指しましょう。

まずは、人や社会、環境に配慮した消費行動である**エシカル消費**を実践しましょう！

エシカル消費とは…？ 詳しくはP36を！！



不公平な事業者と取引しない！

▶悪質な業者や商法、商品が減る！



環境、人、地域に「やさしい」商品を選択する！

▶児童労働や環境に悪い商品などの現象につながる！



必要ないサービスは断る！

▶ムダな包装が減り、ゴミが減る！



買いすぎない！

▶本来に必要としている人のもとに商品がいきわたり、資源のムダが省ける！

グリーンコンシューマー 10原則

- 1 必要なものを必要なだけ買う
- 2 使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ
- 3 容器や包装はないものを優先し、次に最小限のもの、容器は再使用できるものを選ぶ
- 4 作るとき、買うとき、捨てるときに、資源とエネルギー消費の少ないものを選ぶ
- 5 化学物質による環境汚染と健康への影響の少ないものを選ぶ
- 6 自然と生物多様性をそこなわないものを選ぶ
- 7 近くで生産・製造されたものを選ぶ
- 8 作る人に公正な分配が保証されるものを選ぶ
- 9 リサイクルされたもの、リサイクルシステムがあるものを選ぶ
- 10 環境問題に熱心に取り組み、環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ



君はかしこい
消費者かな？

CHECK!

ファイナル

次の10題のうち、君は何問正解するかな？

○か×で解答しよう！

01	契約書にハンコを押したりサインをしなければ、契約は成立しない。 (参考P3)	
02	コンビニでジュースを買った。これは契約だ。(参考P3)	
03	友達からネットワークビジネスに誘われたが、興味がなかったのでキツバリと断った。(参考P10)	
04	お店で買った商品が気に入らなかったため、クーリング・オフすることにした。(参考P11)	
05	身に覚えのないサイト利用料の請求メールが入ったので、「自分はそのサイトを利用した覚えはありません。」と返信した。(参考P17)	
06	SNSを始めた。匿名なので個人を特定できないから何を書き込んでも大丈夫だ。(参考P21)	
07	スマホを紛失した。スマホ自体にロックはかけていたが、すぐに携帯電話会社に連絡して通信回線の停止手続きをした。(参考P22)	
08	クレジットカードで買い物をした。月々の支払い額が少なくてすむので毎回リボ払いにしている。(参考P24)	
09	親のクレジットカードだし、使った分のお金は後で返すから勝手に使っても大丈夫だ。(参考P27)	
10	同じような商品が複数売られていた。捨てる時のことを考えて、簡単な包装の商品を買うことにした。(参考P31)	

(答えは36ページへ)

これで君も完璧な消費者だ！！